

教健第 227 号の 2  
令和 2 年 6 月 23 日

各市町教育委員会学校保健主管課長 様

静岡県教育委員会健康体育課長

「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開等における  
保健管理等の充実について」の一部改正について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり、県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動の基準等について決めました。

つきましては、別添のとおり、教育活動の実施等における保健管理等の充実として改正しましたので、参考にしていただき、引き続き地域の実情に応じた感染症対策を徹底するよう指導願います。

また、別添に示した内容については、令和 2 年 6 月 17 日時点のものであり、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国の方針等を鑑みて、変更の可能性もある旨申し添えます。

なお、令和 2 年 5 月 20 日付け教健第 120 号「新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の再開における保健管理の充実について」は、この通知をもって廃止することとします。

## 記

### 1 概要

文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和 2 年 6 月 5 日事務次官通知）及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2020. 6. 16 Ver. 2）」により、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していくための指針と「新しい生活様式」を導入した学校の衛生管理に関する具体的な事項が示されました。それらを踏まえて、令和 2 年 6 月 17 日付け教高第 233 号、教特第 181 号、教健第 208 号「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校における「学校の新しい生活様式」に基づいた教育活動について（通知）」では、教育活動の基準等を定めています。

新型コロナウイルス感染症については、いまだ不明なことが多く、社会全体が、長期間にわたり、この新たな感染症とともに生きていかなければならない状況である中、感染症対策と子どもたちの健やかな学びの保障の両立が求められています。教育活動の実施等における保健管理の充実についても、校内及び学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備し、各学校や地域の実情に応じて適切に対応していくことが必要となります。

## 2 改正点について

旧	新
<p>1 (1)④ 登校前の健康観察の結果、風邪症状がみられ、学校を欠席すると保護者等から申し出があった場合は、学校保健安全法第 19 条により「出席停止」とし、症状が改善するまで自宅で休養するよう指導する。「症状が改善するまで」とは、主要症状が消失した後、一日以上経過するまでを目安とし、無理をせず、自宅で休養することを勧める。</p>	<p>1 (1)④ <u>登校前の健康観察の結果、発熱等の風邪の症状がある場合には、学校保健安全法第 19 条により「出席停止」とし、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。</u></p>
<p>1 (2) 教育活動中の健康観察を適宜実施し、登校後、児童生徒等に発熱や呼吸器症状、倦怠感等の体調の変化が生じた場合は、保護者に連絡をした上で、速やかに児童生徒等を安全に帰宅させ、症状が改善するまで自宅で休養するよう指導すること。その場合、早退をした日から、「出席停止」とし、1 (1)④と同様の対応を積極的に行うこと。</p>	<p>1 (2) 教育活動中の健康観察を適宜実施し、登校後、児童生徒等に発熱や呼吸器症状、倦怠感等の体調の変化が生じた場合は、保護者に連絡をした上で、速やかに児童生徒等を安全に帰宅させ、<u>症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。その場合、「出席停止」とし、1 (1)④と同様の対応を積極的に行うこと。</u></p>
<p>1 (4)① 児童生徒等に感染したことが判明した場合は、校長は、学校保健安全法第 19 条に基づき、当該児童生徒等に対して治癒するまで「出席停止」とするとともに、学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部を臨時休業とする。 ア 臨時休業の期間については、感染者の症状や学校内での活動の態様、接触者の多寡、地域の感染拡大状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、保健所の指導助言のもと、学校医等と相談をして決定する。</p>	<p>1 (4)① 児童生徒等に感染したことが判明した場合は、校長は、学校保健安全法第 19 条に基づき、当該児童生徒等に対して治癒するまで「出席停止」とする。<u>学校の臨時休業については、保健所の指導助言のもと学校医等と相談をして決定する。</u> <u>ア 濃厚接触者が保健所により特定するまでの間、学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。</u> <u>イ 濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の症状や学校内での活動の態様、接触者の多寡、地域の感染拡大状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。</u> <u>ウ 当該児童生徒等の感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、学校関係者に感染を広めているおそれが低い</u></p>

<p>1 (4)②  児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日から換算して2週間の「出席停止」とする。</p>	<p><u>場合には、学校の臨時休業を行う必要がないこともあり得るため、保健所及び学校医等との連携を図り対応する。</u></p> <p>1 (4)②  児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の<u>翌日</u>から起算して2週間の「出席停止」とする。</p>
--	--

担 当 健康食育班  
電話番号 054-221-3176

新型コロナウイルス感染症に対応した教育活動の実施等における  
保健管理の充実について

1 健康観察の実施に関すること

- (1) 登校前の健康観察について、家庭の協力を得て実施を徹底するよう指導するとともに、健康観察カード等を活用して、健康状態を確認する体制を整えること。
- ① 健康観察の項目は、登校前の体温測定による発熱の有無、呼吸器症状や倦怠感の有無、その他体調不良の有無等について確認できるようにする。必要に応じて、嗅覚や味覚異常等の項目を追加して実施する。
  - ② 登校前に体温や風邪症状の有無等の健康状態を確認できなかった児童生徒等に対して、教室に入る前に、検温や健康観察等が実施できるよう、各学校において保健室や職員室だけでなく空き教室等を活用し、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備する。
  - ③ 同居の家族にも健康管理に取り組んでもらえるように協力を求める。
  - ④ 登校前の健康観察の結果、発熱等の風邪の症状がある場合には、学校保健安全法第19条により「出席停止」とし、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。
  - ⑤ 医療的ケアを必要とする児童生徒等や、糖尿病、腎疾患、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をする。
- (2) 教育活動中の健康観察を適宜実施し、登校後、児童生徒等に発熱や呼吸器症状、倦怠感等の体調の変化が生じた場合は、保護者に連絡をした上で、速やかに児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導すること。その場合、「出席停止」とし、1(1)④と同様の対応を積極的に行うこと。
- 保護者の迎えを待つために学校にとどまる必要がある場合は、他者との接触を可能な限り避けられるよう、昇降口に近い部屋や他者との接触がなく出入り可能な別室等で待機させるなど、各学校の実情に応じた配慮をすること。
- (3) 以下のような症状がある場合は、すぐに「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児科医療機関等に電話等で相談するよう、家庭に周知すること。
- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
  - ② 重症化しやすい糖尿病、腎疾患、心疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患を有する児童生徒等で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
  - ③ 発熱や咳などの比較的軽い症状が4日以上続く場合。
- ※症状には、個人差があるので、強い症状と思う場合や解熱剤等を飲み続けなければならない場合は、すぐに相談すること。
- (4) 児童生徒等に感染が判明した場合や、感染の恐れがあるまたは濃厚接触者と特

定され PCR 検査等が必要となった場合には、学校に連絡をすることについて、あらかじめ保護者に協力を求めておくこと。保護者から連絡を受けた場合は、県教育委員会に第一報を入れること。

① 児童生徒等に感染したことが判明した場合は、校長は、学校保健安全法第 19 条に基づき、当該児童生徒等に対して治癒するまで「出席停止」とする。学校の臨時休業については、保健所の指導助言のもと学校医等と相談をして決定する。  
ア 濃厚接触者が保健所により特定するまでの間、学校保健安全法第 20 条に基づき、学校の全部又は一部の臨時休業を実施する。

イ 濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の症状や学校内での活動の態様、接触者の多寡、地域の感染拡大状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行う。

ウ 当該児童生徒等の感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、学校関係者に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を行う必要がないこともあり得るため、保健所及び学校医等との連携を図り対応する。

エ 学校内の消毒については、保健所の指導助言のもと、必要性や範囲を決定し、学校薬剤師等と連携を図り、適切に行う。

② 児童生徒等が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して 2 週間の「出席停止」とする。

(5) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡る臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、心の健康問題に適切に対応できるよう、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどの学校体制を整えること。

## 2 学校環境衛生管理に関すること

(1) 3つの条件（「密閉」「密集」「密接」）が同時に重なる場を可能な限り避けることができるよう教育活動の工夫を図るとともに、日常点検をとおして実施状況を確認すること。

① 日常点検については、学校環境衛生管理マニュアルに示されている日常点検項目を参考にする。各学校の体制により消毒の実施を項目に追加するなど、全職員の連携のもと、学校環境衛生管理を実施する。

② 効果的に換気を行うために、常に上の欄間や教室の出入り口を開放するとともに、対角線上の 2 方向の 1 つ以上の窓を開けて換気することが望ましい。特に休み時間には、窓及びカーテンを広く開けて十分に換気を行う。ただし、各学校の立地条件や教室配置により条件が異なるため、具体的には学校薬剤師等

に相談をして効果的に実施する。

また、体育館や特別教室等も教室と同様に換気を行う。

- ③ 冷暖房設備を使用する場合は、十分な換気が重要であるため、換気扇等の換気装置の使用とあわせて、窓を開けて換気を行う。扇風機等を使用して気流を作る等、熱中症対策とあわせて効果的な温度管理にも配慮する。
- (2) 学校における施設の消毒については、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）を中心に、1日1回以上、次亜塩素酸ナトリウム等を利用した消毒を教職員等が行うこと。
  - ① 次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省において作成しているリーフレット等を活用し、取扱いには十分気を付けて行う。
  - ② 感染経路の一つに接触感染があることから、用具や物品の共用は可能な限り避けるようにするとともに、使用後の手洗いを徹底するように指導をする。

### 3 児童生徒等の健康診断の実施に関すること

- (1) 令和2年3月23日付教健号外「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」でお知らせしたとおり、6月30日までに実施できない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。
  - ① 実施を延期する場合は、保健調査票等を活用して児童生徒等の健康状態を把握するとともに、日常的な健康観察等による健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援する。
  - ② 健康診断の延期について保護者に周知し理解を得るとともに、主体的に必要な受診をする等、健康管理に努めるよう依頼する。
  - ③ 健康診断に係る各調査統計、報告等について、提出期日までに実施ができない場合には、その旨を事前に提出先担当者に連絡をして対応の確認をする。
- (2) 児童生徒等定期健康診断を実施するにあたっては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないよう、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と相談をして、可能な限りの感染症対策を講じること。

(参考例)

- ・広い会場を使用する、換気を適切に行う（冷暖房使用時の換気も含む）など、健康診断会場について配慮をする。プライバシー保護の観点から、カーテンを閉めて実施する場合、換気の時間を設定するなど、健康診断項目や会場の条件に応じて対応するとともに、学校医等と相談のうえ、当日の計画を立てて実施する。
- ・健康診断会場への入退室を一方通行にする、入室を少人数に制限する、待機の場所や方法の工夫をして待機時間が長くないようにするなどの配慮を

する。

・マスクの着用や健康診断前後の手洗いの励行など、個人で行う基本的な感染症対策の指導を行う。また、会話や発声をできる限り控えるよう、学校医等との共通理解を図り、児童生徒等に対して受診上の注意事項について事前指導を行う。

・検査に必要な器具などの消毒については、学校医や学校薬剤師等の指導助言のもと、適切に行う。

#### 4 保健教育に関すること

(1) 感染症予防に関する指導や心身の健康に関する指導について、児童生徒等の学校生活の安心と安全の維持を図るため、教科等横断的な視点でカリキュラム・マネジメントを行い、教育委活動全体で取り組むよう体制を整えること。

(2) 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策について指導を徹底するとともに、睡眠、栄養、運動等の基本的な生活習慣の確立により免疫力を高める指導等、発達段階に応じた健康生活に関する指導を計画的に行うこと。

① 新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～（令和2年4月文部科学省）等を活用し、児童生徒等が健康で安全な生活が送れるよう、全職員による日常の指導の充実を図る。

② アルコール手指消毒液の入手が困難な状況が続いているが、正しい手洗いの実施は感染症予防の基本であるため、正しい手洗いの方法とこまめな手洗いの実施に加え、手洗いの効果を下げないために、個人持ちのハンカチやタオルの持参と使用についてもあわせて指導する。

③ マスクの不足に対応するために、子どもの学び応援サイト等を参考にして、手作りマスクに取り組む等、学校の実情や児童生徒等の実態に応じて対応する。

(3) 各教科、特別活動等におけるカリキュラム・マネジメントを意識して、効果的に保健教育を推進すること。「改訂版『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」とあわせて、追補版「感染症予防について～新型コロナウイルス感染症～」が各中学校に配布されている。必要に応じてダウンロードして参考にすることもできることを補足する。

① 新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を指導し、感染経路や予防方法、感染拡大を防ぐための行動について、正しく理解できるようにする。

② 正しい情報を選択できるよう、情報教育等と関連付けた指導も考えられる。

(4) 新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れ、長期に渡る臨時休業による生活の変化等から心理的なストレスを抱えている児童生徒等が存在することが考えられる。ストレスマネジメント等、心のケアに関する教育を必要に応じて、集団または個別に実施すること。

① セルフケアを中心としたストレスマネジメントの手法を紹介するなど、発達段階に応じて指導する。

② 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、感染者や濃厚接触者等への偏見や差別につながることはないよう、可能な限り早い段階かつ継続的に、児童生徒等に対して、発達段階に応じた指導を行うことに努める。また、保護者に対しても同様に、理解と協力が得られるよう周知を図ることとする。

## 5 組織活動に関すること

- (1) 万全な感染症対策を講じて学校を再開するにあたり、学校医や学校歯科医、学校薬剤師等と連携して保健管理体制の整備に努めること。
- (2) 学校保健委員会は、学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織であり、学校内の保健活動の中心として機能するだけでなく、学校、家庭、地域の関係機関などの連携による効果的な学校保健活動を展開することが可能となる。開催時期や内容、方法の工夫等について検討し、学校や地域の実情に応じた形態や内容により柔軟に取り組むことに努めること。

### 【参考資料】

- 学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理想と実践  
[平成 30 年度改訂版] 平成 31 年 3 月 文部科学省
- 学校において予防すべき感染症の解説<平成 30(2018)年 3 月発行>  
平成 30 年 3 月 30 日 日本学校保健会
- 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」  
<https://www.whlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>
- 児童生徒等の健康診断マニュアル 平成 27 年度改訂 日本学校保健会
- 新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～  
令和 2 年 4 月 文部科学省
- 改訂「生きる力」を育む中学校保健教育の手引き  
令和 2 年 3 月 文部科学省  
追補版「感染症の予防～新型コロナウイルス感染症～」  
令和 2 年 3 月 文部科学省  
[https://www.next.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1354075.htm](https://www.next.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1354075.htm)
- 支援者のための災害後のこころのケアハンドブック  
2011 年 7 月 静岡大学
- 子どもの心のケアのためにー災害や事件・事故発生時を中心にー  
平成 22 年 7 月 文部科学省

## 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について【参考】

児童生徒及び教職員がPCR検査等を実施した場合や濃厚接触者に特定された場合等、今後、児童生徒等に感染するおそれがある場合は、速やかに学校に報告するよう、事前に指導しておき、学校は学校関係者の感染に対して速やかに対応できるように体制を整えておく。

		対象	対応	開始日	終了日	学校の対応
新型コロナウイルス感染	感染が判明	児童生徒本人	出席停止	感染の判明した日(欠席していた場合は、最終登校日の翌日)	治癒するまで 専門医等が登校可能と判断するまで	①濃厚接触者が特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を決定する。 ②濃厚接触者が特定された後、保健所の調査や学校医の助言等により臨時休業の必要性や期間等について判断をする。 ③感染経路が判明し学校外で感染したことが明らかであり、校内で他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合は、臨時休業を行う必要性は低い。 ④学校関係者に濃厚接触者がいないことが明らかになった場合は、必要な消毒等を行い、今後の感染症対策の体制を整えた上で臨時休業を解除し、学校の教育活動を再開する。
		教職員本人	病気休暇	感染の判明した日(欠勤していた場合は、最終出勤日の翌日)	治癒するまで 専門医等が登校可能と判断するまで	
		児童生徒及び教職員の同居家族	出席停止	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	
	経過観察		濃厚接触者と特定されていない場合は、健康観察を継続し、健康状態の変化に留意しながら通常の生活を継続する。少しでも症状がみられる場合は、自宅で休養する。(症状がなくなるまで出席停止)			
	濃厚接触者	児童生徒本人	出席停止	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	①学校は通常通り、教育活動を継続する。 ②児童生徒等の健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅で休養するよう指導する。その場合は、出席停止として扱う。 ③症状がみられる人が増えてきた場合等、学校内に感染拡大の恐れがあると心配される場合には、保健所や学校医等への相談及び助言等により、学校の全部又は一部の臨時休業等の対応について検討し、決定する。
		教職員本人	職専免	濃厚接触者と特定された日(保健所により特定される)	感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間	
児童生徒及び教職員の同居家族		出席停止 職専免	家族が濃厚接触者と特定された日	PCR検査の結果が陰性であることが明確になるまで		